

中川町幼児センター利用料

令和5年7月1日から町内在住のお子さんの保育に係る利用料が**無料**になりました。

●中川町外にお住まいの方の利用料の算定について

◆市町村民税を計算する場合、国や地方公共団体への寄付金控除、住宅借入金等特別控除、住宅特定改修等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、電子証明書等特別控除は適用しません。

◆ひとり親家庭や在宅障がい者（児）のいる世帯等について

第3階層 ⇒ 第2階層で算定します。

第4階層 ⇒ 市町村民税額が77,100円以下の場合第2階層で算定します。

□参考 【保育認定短時間・標準時間】

階層区分	市町村民税 所得割額	3歳未満	
		標準	短時間
第3階層	48,600円未満	0	0
第4階層	77,100円以下	0	0
第4階層	77,101円以上	15,000	13,900

◆児童が父母のほか祖父母等と同居している世帯の場合、父母等の収入が少なく、祖父母等の収入で生計が成り立っていると認められるときには、祖父母等の市町村民税額を保育料の算定対象としています。

●利用料の納入について

◆その月の利用料は、翌月の20日までに納入をお願いします。

納入場所は、中川町役場・北星信用金庫中川支店・北はるか農協中川支所です。

◆北星信用金庫中川支店またはゆうちょ銀行の口座からの引き落としもできます。ご利用になる場合は、通帳と通帳の印鑑をお持ちのうえ、北星信用金庫中川支店または中川郵便局にて手続きをお願いします。

●預かり保育料表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		預かり保育料日額(単位：円)			
階層区分	定 義	I 型	II 型	III 型	
第 1 階層	生活保護世帯等	0	0	0	
第 2 階層	第 1 階層を除き、市町村民税が非課税世帯若しくは均等割のみ課税世帯又は養育里親等である世帯	0	0	0	
第 3 階層	第 1 階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100 円以下	210	430	640
第 4 階層		77,101 円以上 211,200 円以下	310	630	940
第 5 階層		211,201 円以上	400	800	1,200

預かり保育の区分

I 型 … 月曜日から金曜日の午後の保育

II 型 … 土曜日、夏季休業日等の午前 8 時から午後 1 時 30 分までの保育

III 型 … 土曜日、夏季休業日等の午前 8 時から午後 5 時までの保育

●一時預かり料表

区分	一時預かり料(単位：円)	
	日額	半日利用の場合
3 歳未満	1,220	670
3 歳以上	1,160	640

※市町村民税非課税世帯は 0 円

●その他

ご不明な点がある方は、お気軽にお問い合わせください。

保育料に関するお問い合わせ先 中川町役場住民課社会福祉係 電話 7-2813